

担当 国保医療課 福祉医療・後期高齢者医療担当
内線 3365

目的

子供の健康を守り、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、子供の医療費助成を行う市町村に補助金を交付する。

事業概要

1 こども医療費助成 3,769,104千円

(1) 市町村事業費補助 3,768,771千円【拡充】

- 各市町村が実施した子供への医療費助成に対して、県から市町村へ補助金を交付する。(市町村1/2※、県1/2)
- ※ さいたま市は補助対象外、財政力指数1を超える市町村の補助率は1/2未満

新規・拡充内容

- 補助対象年齢の拡大
(通院＝小学校3年生まで、
入院＝中学校3年生まで)
- 所得制限の撤廃

〔現在〕	
区分	補助対象
通院	就学前児童
入院	就学前児童
所得制限	あり

対象年齢拡大
・
所得制限撤廃



〔拡充後〕	
区分	補助対象
通院	小学校3年生まで
入院	中学校3年生まで
所得制限	なし

※補助対象引上げにより、各市町村が様々な子育て支援を拡充

事業イメージ(現物給付の場合)



(2) 市町村監査等 333千円

- 市町村の助成事業実施に関する監査実施や研修等に要する費用
- 医療機関等で窓口負担が生じた場合の領収証発行に対する県医師会等への補助